

別表第2（第31条第1項及び第33条第1項第1号）

排煙の規制基準（硫黄酸化物）

排煙発生施設を設置している指定事業所において排出する硫黄酸化物の量の許容限度は、当該事業所に設置されているすべての排煙発生施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料の量を別表第1備考に定める方法により重油の量に換算した量の合計量の区分ごとに、当該事業所の排煙発生施設において使用される燃料1kgの燃焼に伴い発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量を二酸化硫黄の量に換算した量として、次の表に定めるとおりとする。

区 分	0.5kL / h 未満	0.5kL / h 以上 1.0kL / h 未満	1.0kL / h 以上 2.0kL / h 未満	2.0kL / h 以上
二酸化硫黄の量	10 g	8 g	6 g	4 g
	鶴見区、神奈川区、西区及び中区の区域内に設置している指定事業所にあつては、6 g			

備考 燃料中の硫黄含有率（単位 重量%）の測定方法は、石油系の液体燃料については規格K2541-1から2541-7までに定める方法により、固体燃料については規格M8813に定める全硫黄の定量方法によること。ただし、他の方法により硫黄含有率を確認することができる場合は、この限りでない。